

報告第20号

損害賠償額の決定に関する
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成30年9月3日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成30年10月25日

品川区長 濱 野 健

損害賠償額の決定について

- | | |
|---------|---|
| 1 件 名 | 庁有車運行中に起きた小型貨物自動車との接触事故 |
| 2 事故の概要 | 平成30年3月26日教育総合支援センターの職員が運転する庁有車が、品川区南大井四丁目6番先の交差点に進入する際、安全確認を怠ったため、右側から直進してきた小型貨物自動車に接触し、同車のフロントバンパー等を破損した。 |
| 3 損害賠償額 | 19,472円（修理費） |
| 4 相手方 | [Redacted] |